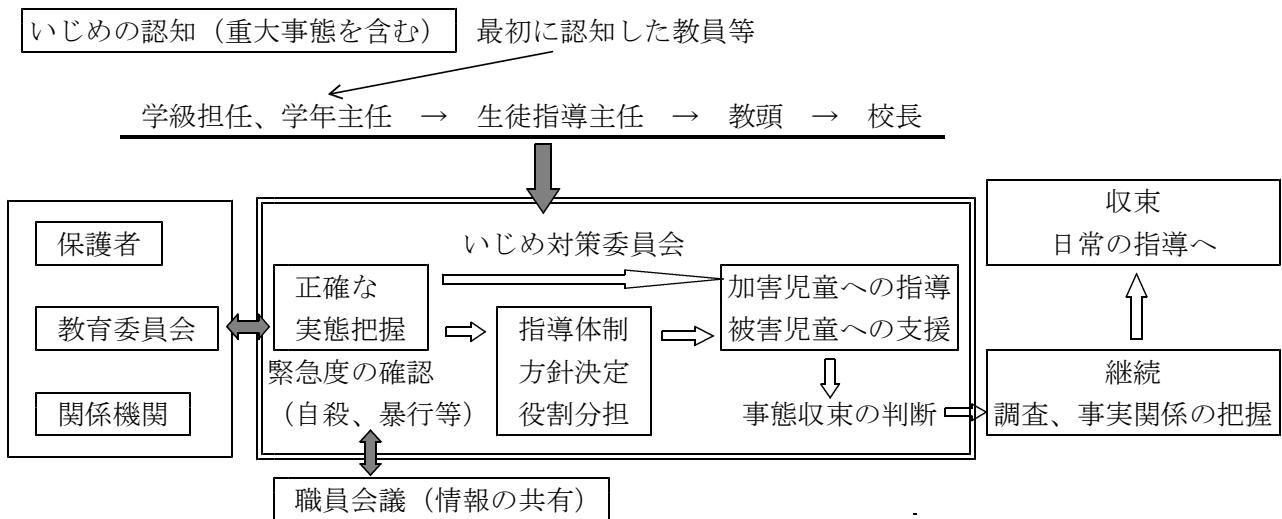


(2) 「いじめ対策委員会」の設置

- ・校内に「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて会を開く。校長が招集する。
- ・構成員…校長・教頭・教務・生徒指導主任・教育相談係・人権教育係・養護教諭
- ・いじめの初期対応、事後対応等について検討する。



(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・学級において携帯電話やインターネットの利用に関する情報モラル教育を各教科や道徳で扱うようとする。
- ・児童や保護者が携帯電話やインターネットについて学ぶ機会を定期的に設け、それらの機器を使用する場合は、家庭でのルールづくりをしてもらうように啓発する。
- ・相談機関（大仁警察署生活安全課、地方法務局等）に相談する。

(4) 関係機関との連携

- ・指導困難な場合、また犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や警察等と連携して対処する。
- ・日頃から、警察、児童相談所、伊豆医療福祉センター等の医療機関、田方教育会館教育相談室等の外部機関との連携を密にしておく。

3 重大事態への対処

【重大事態とは】

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・直ちに「いじめ対策委員会」を招集し、いじめ解消に向けて対処する。
- ・速やかに市教育委員会等に報告をする。
- ・必要に応じて、ためらわずに警察等関係諸機関に通報する。
- ・報道機関への対応は、窓口を一本化し、公開できる情報を整理し、公平な対応を心がける。その際、市教育委員会と連携して対応に当たる。